

○京都府個人情報保護条例に基づく法人の決定

平成8年10月1日

京都府告示第652号

改正 平成16年3月31日告示第235号

平成18年6月9日告示第384号

平成23年7月1日告示第371号

平成24年3月30日告示第231号

平成24年7月10日告示第436号

平成28年3月29日告示第182号

平成30年6月29日告示第377号

京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第33条に規定する府が資本金その他これに準じるものを出資している法人で、実施機関が別に定めるものは、次のとおりとする。

公益財団法人京都府国際センター

公益財団法人京都文化財団

一般財団法人京都府民総合交流事業団

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

一般財団法人京都府中小企業センター

公益財団法人京都産業21

京都府土地開発公社

京都府道路公社

公益財団法人京都府公園公社

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会

京都府住宅供給公社

改正文（平成16年告示第235号）抄

平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第231号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第436号）

この告示は、平成24年7月10日から施行する。

改正文（平成28年告示第182号）抄

この告示中「第30条」を「第33条」に改める部分は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第377号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。